

一応供覧	文書分類		保存 年限	1 3 5 10 永
議長	局長	書記	主任	担当

1 号様式

令和 7 年 8 月 20 日

津南町議会議長 恩田 稔 様

議席番号 11 番

議会議員 江村 大輔



一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和 7 年 9 月 4 日開会の第 3 回定例会に下記のとおり一般質問をしたいので、津南町議会会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

記

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁を求める者
1. ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の契約内容と成果、委託料について	(1) 2024 年 8 月 7 日に締結したニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の委託契約書の第 2 条委託業務内容の第 3 項その他、甲、乙が別途合意した事項とは何を指すのか。また契約書本文に仕様書の位置づけが記載されていないが、契約書上の仕様書の位置づけはどのようになっているか。 (2) 業務完了の報告書は 2024 年 9 月に出されたニュー・グリーンピア津南報告書で良いか。または他に報告書や資料があるのか。 (3) 支払手続は業務完了後に請求され、支払うことになっているが、委託料はいつ支払われたのか。	町 長
2. ニュー・グリーンピア津南譲渡・移行等支援業務委託契約について	(1) 運営管理支援業務契約書と同様に契約書上に町の基本方針であるニュー・グリーンピア津南の再生やスキー場付きの宿泊施設の再生の文言が記載されておらず、契約書上では再生までの提案業務は無く、不動産売買の業務委託契約となっているが、契約内容をしっかり確認して契約したか。	町 長



2. ニュー・グリーンピア津南譲渡・移行等支援業務委託契約について	(2) 当初、議員への説明では7,150万円は成功報酬としていたが、その後、なぜ業務委託へと変わったのか。成功報酬型の業務委託とはどのような考え方で委託料は支払われるのか。町ではこれまでも同様の委託契約はあったのか、初めてか。 (3) 契約期間が2025年6月1日から2025年9月末日までとなっており、委託料の7,150万円は津南町と譲渡者間で協定書もしくは売買契約書が締結されたときに支払うこととなっている。現状の進み具合だと9月末の協定書の締結で業務が完了し支払うこととなり、期間も過ぎるため、その後の業務を遂行しなくてよい契約書内容になっている。議会に対して町及び受託者からは12月末を予定している売買契約書締結までのような口頭での説明があり、契約書内容との乖離がある中で契約書内容の変更が必要と考えるが、どのように考えているか。	町 長
3. ニュー・グリーンピア津南に係わる弁護士委託契約について	(1) 令和7年6月1日付の弁護士委託契約は令和6年9月17日付の委託契約の期間延長の再契約なのか、別々の契約なのか。 (2) 令和6年9月17日付、弁護士委託契約の委託料は委託事務の処理に要した時間(移動時間含)を乗じて算出することとされているが、支払いはいくらとなり、いつ支払ったのか。記録は町に提出されているか。 (3) (2)の委託内容では町が所有する土地、建物の処分にかかる契約書の作成、現契約者との賃貸借契約の終了にかかる書類の作成が主であるが、契約書作成は行われ、提出されているのか。	町 長

3. ニュー・グリーンピア津南に係わる弁護士委託契約について	(4) 令和7年6月1日付の弁護士委託契約内容は前年の内容と変わらないが、委託料が500万円に増額されている内訳は何か。 (5) 契約内容を見る限り可能であると判断するが、A社及びB社の購入意向書及び計画の詳細が機密の保持を理由に議会に示されていないことや現契約の今後に係る法律相談を議会として契約先の弁護士に依頼することは可能か。	町 長
4. 総合振興計画の前期基本計画と後期基本計画について	世界情勢や物価高騰など社会の変化が激しい今、現状をしっかりと捉え、前期基本計画の正しい評価と変化に対応できる後期基本計画が今後の町政には重要となる。 (1) 令和7年度中に策定する後期基本計画の基となる前期基本計画の評価、検証はいつ、どのように行うのか。評価、検証の結果は議会に示されるのか。 (2) 計画の期間は10年間であるが、計画を策定した令和2年度はコロナ禍であり、さらに現在の令和の米騒動を予想しえなかったなど、後期計画の中で抜本的に修正が必要な現状と課題、目指すべき方向性や取り組みがあると考えているが、町としてどのように考え、どのように進めて行くのか。	町 長